

議会



早稲田大学
政治経済学術院教授
片木 淳

七〇年ぶりに選挙権年齢が一八歳に引き下げられ、選挙の公示・告示の時期にもよるが、この夏の参議院選挙やそれ以降の地方議会選挙から適用される予定である。このため、新たに高校生を含む若人二四〇万人が有権者に加わることもな

り、今回、それを契機として、史上初めて「主権者教育」が実施されることになった。

そもそも、民主主義国家において、「主権者」である国民・住民は、選挙によって政治的な意見が対立する政党や候補者の中から代表者を選んで政権運営を委ねるとともにこれを監視し、その政策や行動に非違や過誤がある場合には自らその責任を追及して是正させるべき立場にある。したがって、「主権者教育」も、そのような政治的な意見の対立を前提に、国民・住民に「主権者」としての自覚と意識、能力を身につけさせるようなものでなければならぬ。

にもかかわらず、日本国憲法制定以来、今日にいたるまで、そのような意味での「主権者教育」はまったく行われてこな

かった。その理由の一つとして、「政治的中立性」についての誤った考え方が指摘されている。すなわち、教育基本法第一四条第一項が「政治教育」の重要性を謳っているにも関わらず、同条第二項の「政治的中立性」の要求が「非政治性」の要求と誤解され、学校における「政治教育」に過度の抑制が働き、政治的テーマ等を取り扱うことが避けられてきた。また、「政治意識の向上」をその活動目標の一つに掲げてきた地域の明るい選挙推進協議会も、選挙の「公正中立」を標榜するあまり、政治との距離を取り過ぎたことが批判されている。(平成二三年二月、総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告)

しかし、政治とは、本来、「意見や信

念、利害の対立状況から発生するもの」であり、「主権者教育」の推進に当たっては、この点を前提に、「生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である」(平成二七年一〇月、文部科学省通知)。

民主主義が成立するためには、単なる

話し合い(discussion)だけでは不十分であり、「肯定側」と「否定側」の二つに分かれて意見を戦わせる議論(debate)が必要である。そのため、「主権者教育」においても、根拠・理由を示して互いに意見を主張し、合意点を見いだす討論(argument)能力を身につけさせなければならない。今回、総務省と文部科学省が「主権者教育」用に作成した高校生向

け副教材「私たちが拓く日本の未来」においても、「根拠をもって主張し他者を説得する」論理的思考力、や「争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する力」を身に付けるため、討論を重視した学習方法が推奨されている(同実践編)。

しかし、ひるがえって考えてみると、

以上のような「主権者教育」が必要なのは、一八歳選挙権により新たに有権者となる若人だけではない。むしろ、これまでともな「主権者教育」を受けてこなかった私たち「大人」、とりわけ、わが国の民主政治に直接携わる国と自治体の議員こそ、これが必要であろう。

政治資金疑惑、セクハラ、政務活動費の詐取、覚えい乱利用等あきれるような

自治体議員と主権者教育

国会議員、自治体議員の不祥事がマスコミをにぎわし続けているが、議員本人は

もちろん、そのようなレベルの低い議員を選んだ私たち有権者にも責任がある。今日においてもなお、義理や人情、就職、入学等の口利き、葬式等への参列の有無といった基準で議員を選ぶ有権者も、今回の「主権者教育」によって、民主主義の本来の意義と主権者としての役割について基本に立ち返って学びなおす必要がある。

さらに、議員自身もあらためて民主主義に対する責任を自覚するとともに、真剣な討論を回避し「学芸会」と揶揄されてきた従来の自治体議会のあり方を、議員間討論、執行部への反問権の付与、一問一答方式の導入など議会基本条例等に基づき議会改革を質量ともに推進し、討論重視の論議する自治体議会に変革していくことが求められている。